

第8号

2004  
11 .1

大館市・比内町・田代町合併協議会だより

# おおだて・ひない・たしろ



みんなで考えよう私たちの未来





協議内容

第10回協議会(9/27)  
第11回協議会(10/12)での協議結果

協議案第20号 使用料、手数料等の取扱い  
第7回協議会から毎回協議が重ねられてきましたが、第11回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 各市町で差異のない使用料及び手数料については、現行のとおりとする。
- (2) 各市町で差異のある各種施設の使用料については、施設の内容及び建設年度が異なること等から、当分の間、原則として現行のとおりとする。その他の使用料については、原則として統一に向け調整を図るものとする。
- (3) 各市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮しつつ、負担の公平の原則により合併時に統一する。
- (4) 各市町で差異のある保育料については、平成19年度まで大館市は段階的に引き下げ、比内町及び田代町は現行のとおりとし、平成20年度に、国の徴収基準額の概ね75%に統一する。

協議案第41号 消防防災関係事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 地域防災計画については、合併後に大館市の計画を基に統一する。
- (2) 防災組織(体制)については、合併時に大館市の制度に統合する。
- (3) 水防計画については、合併後に大館市の計画を基に統一する。
- (4) 避難場所の指定については、現行のとおりとする。
- (5) 防災施設及び災害時備蓄品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 自主防災組織については、合併後に再編する。
- (7) 防災行政無線については、合併後に再編する。
- (8) 常備消防体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 災害時の総合応援支援協定については、合併時に大館市の制度に統一する。

協議案第42号 交通関係事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) バス路線維持事業については、新市において継続する。
- (2) 単独バス運行事業については、現行のとおりとする。
- (3) コミュニティバス運行事業については、現行のとおりとする。
- (4) J R 駅業務委託については、現行のとおりとする。
- (5) 交通指導員については、合併時に再編する。
- (6) 交通安全啓発事業については、合併後の事業内容を交通安全対策協議会で決定する。

協議案第43号 障害者関係事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 身体障害者(児)補装具の交付及び修理については、合併時に大館市の制度に統一する。

第10回合併協議会が平成16年9月27日(月)比内町役場2階大会議室で、第11回合併協議会が10月12日(火)田代町総合開発センターで開催され、保育料の調整方針を含む使用料、手数料等の取扱いなどが確認されました。

第10回協議会内容(9月27日)

継続協議 協議案第20号「使用料、手数料等の取扱いについて」(継続協議)

使用料、手数料等の取扱いのうち、継続協議となっていた保育料の協議が行われましたが、結論は出す次回への継続協議となりました。協議に先立って、各市町議会議長である委員

から各市町議会での協議結果が報告されました。大館市議会では、1市2町とも激変緩和措置を適用し、合併3年後に国基準のおおむね75%の水準に統一する原案に賛成する旨報告がありました(大館は保育料を段階的に引き下げ、比内、田代は段階的に引き上げ)。

比内町議会では、まだ明確な方向性が出ていない旨報告がありました。田代町議会では、激変緩和措置を適用せず、合併後3年間は現行どおりとし、3年後に国基準のおおむね75%の水準に統一するということが町議会の結論である旨報告がありました。

主な質問や意見  
・田代町議会の激変緩和措置を適用しないという結論が出た経緯を説明してほしい。  
(田代町委員)





- (2) 障害者(児)日常生活用具給付等事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (3) 在宅障害者共同作業所通所費助成については、現行の大館市の制度を適用する。
- (4) 障害者共同作業所については、現行のとおりとする。
- (5) 障害者バス・有料道路割引については、現行のとおりとする。
- (6) 身体障害者在宅バリアフリー化支援事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (7) 在宅福祉活動促進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (8) 身体障害者訪問入浴等サービス事業については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (9) 障害者社会参加促進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (10) 障害者福祉都市推進事業については、現行の大館市の制度を適用する。
- (11) 重度心身障害者(児)移送費給付事業については、合併後に再編する。



協議案第44号 児童福祉事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 国または県等が定める制度で、要綱等に準拠して実施している事業については、現行のとおりとする。
- (2) 国または県等が定める制度及び独自に実施している事業で、大館市のみが実施しているものについては、大館市の制度を適用する。
- (3) 児童館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 移動児童館事業及び地域子育て支援センター事業並びに放課後児童クラブについては、現行のとおりとする。
- (5) 出産祝金については、平成17年度に限り、比内町、田代町在住者で、第3子以降を出生した保護者に対して、5万円を支給する。  
平成18年度以降については、合併後に再編する。

協議案第45号 保育事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 保育所・保育園事業については、現行のとおりとする。ただし、へき地保育所の保育料及び運営形態は、平成19年度まで現行のとおりとし、その後、保育料の統一及び運営形態について調整する。
- (2) 特別保育事業については、現行のとおりとする。ただし、休日保育及び障害児保育については、大館市の制度を適用する。
- (3) 保育所給食については、現行のとおりとする。
- (4) 保育料の減免については、合併時までに統一する。ただし、母子・障害者世帯の場合の減免額は、保育料徴収基準額表の一本化後に統一する。
- (5) 保育料の決定及び徴収については、合併時までに再編する。

協議案第46号 環境対策事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

・事務局案どおりに激変緩和措置を適用してはどうか。(田代町委員)

・各市町の少子化対策・子育て支援事業を比較すると、大館より比内・田代に際立ったものが多く、そういうものを残していただきたい。(田代町委員)

・保育料の統一は段階的に進めていくのが良いのではないか。(大館市委員)

・大館市の委員が、税の公平性という観点で、1000人以上が恩恵を受けないという発言をしていたが、この1000人とはどういう人のことか。(比内町委員)

・比内町と田代町の保育料を3年間現行の低い水準で現状維持することを認めていただけならば、大館市の保育料は高い水準を3年間維持するのではなく合併時に国基準の75%まで引き下げても良いのではないか。(比内町委員)

・地域住民が納得するように、3年間現状を維持し、平成20年度から一定の水準に統一することで良いのではないか。(比内町委員)

・若い夫婦の負担を軽減するために、できるだけ負担は少なくするべきである。(比内町委員)

確認 協議案第43号・障害者関係事業の取扱いについて  
原案どおり確認されました。

確認 協議案第42号・交通関係事業の取扱いについて  
原案どおり確認されました。

確認 協議案第41号・消防防災関係事業の取扱いについて  
原案どおり確認されました。

協議内容

- (1) 環境に関する計画については、合併後に再編する。
- (2) 環境美化事業については、地域の実情を考慮し、合併後に再編する。
- (3) 不法投棄ごみ防止については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (4) 公害調査等については、合併後に再編する。

協議案第47号 上水道、下水道事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 上水道事業及び簡易水道事業については、合併時に公営企業として統合する。ただし、比内町の簡易水道事業給水区域の一部については、小規模水道として新市に引き継ぐ。
- (2) 水道使用料については、平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上統一する。
- (3) 水道加入金・分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後3年以内に再編する。
- (4) 水道関係手数料については、合併時に大館市の制度に統一する。ただし、開栓・再開栓・閉栓手数料については、平成19年度まで現行のとおりとし、平成20年度に再編する。
- (5) 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 公共下水道事業については、合併時に公営企業として統合する。
- (7) 下水道使用料については、平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上統一する。
- (8) 下水道事業受益者負担金・分担金については、現行のとおりとし、納期については、大館市の納期に統一する。
- (9) 合併処理浄化槽設置整備補助事業については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する。
- (10) 戸別合併処理浄化槽整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、事業計画については、合併後に見直しを図る。
- (11) 下水道・合併処理浄化槽事業関係融資あっせん制度等については、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度に再編する。

協議案第48号 文化振興事業の取扱いについて  
第10回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 市町村史等編さんについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 指定文化財については、合併時に大館市の制度に統一する。

協議案第49号 事務組織及び機構の取扱いについて  
第11回協議会で次のとおり確認されました。

合併後の事務組織及び機構については、市民サービスが低下しないように十分配慮し、次の事項を基本として整備する。

「特別保育事業の一次保育の利用料が市町によりかなり異なるが統一した方が良いのではないか？」という問いに対しては、組織形態の違いや実情に合わせた利用料であるため統一できない旨、専門部会長から回答がありました。その他、認可保育所の待機児童数への質問と乳幼児の病後時の保育への要望が出されました。

**確認** 協議案第44号・児童福祉事業の取扱いについて  
第3子以降の出産祝金に関連して、当地域の対象となる世帯数を確認したいとの質疑がありました。異議なく原案どおり確認されました。

**確認** 協議案第45号・保育事業の取扱いについて  
質問、意見などが3件出しましたが、現案どおり確認されました。



本案件は第7回協議会から5回連続して協議されてきましたが、本協議会で白熱した議論を

**確認** 協議案第20号・使用料、手数料等の取扱いについて(継続協議)

第11回協議会内容(10月12日)

原案どおり確認されました。

**確認** 協議案第48号・文化振興事業の取扱いについて

原案どおり確認されました。

**確認** 協議案第47号・上水道、下水道事業の取扱いについて

原案どおり確認されました。

**確認** 協議案第46号・環境対策事業の取扱いについて



協議内容

経た後に結論が得られ、最終的に確認されました。

保育料は平成20年度に国基準のおおむね75%に統一することで確認されました。

大館市では、現行の保育料は国基準の90%となつていますが、平成20年度に国基準のおおむね75%に統一するため、合併後段階的に保育料を引き下げていくことになりました。

一方、比内町と田代町では、現行の保育料はそれぞれ国基準の70%、60%となつていますが、3年間この保育料を据え置き、平成20年度に国基準のおおむね75%に引き上げることになりました。

確認 協議案第49号・事務組織及び機構の取扱いについて

本庁と総合支所の役割分担に関する指針などの質疑がありました。原案どおり確認されました。

しました。

確認 協議案第50号・一般職の職員の身分の取扱いについて

比内町の委員から、10年間で職員を20%削減する計画について住民サービスの低下を懸念する発言がありました。これに対し専門部会から説明があり、この職員削減計画は、退職者の補充率をおよそ25%とし、人口10000人当たりの職員数を合併後に、合併前の大館市の値69人/10000人に近づけるものであり、IT化や市民協働などの行革を進めてサービスの低下を防いでいきたいとの説明がありました。

確認 協議案第51号・特別職の職員の身分の取扱いについて

編入合併の場合は比内町と田代町の審議会や委員会などは消滅し委員は身分を失うという原

また、合併後においては、適宜、その組織及び運営を見直し、効率化に努め、規模等の適正を図るものとする。

【基本事項】

- (1) 市民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (2) 市民の声を的確に反映することができる組織・機構
- (3) 地域コミュニティの推進を図ることができる組織・機構
- (4) 行政課題に迅速かつ的確に対応することができる組織・機構
- (5) 簡素で効率的な組織・機構

協議案第50号 一般職の職員の身分の取扱いについて第11回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 比内町及び田代町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- (3) 職員の職名及び任用要件については、現行の大館市の制度に統一する。
- (4) 職員の給与及びその他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとする。

協議案第51号 特別職の職員の身分の取扱いについて第11回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 大館市、比内町、田代町共に同種の附属機関が置かれている場合は、比内町及び田代町の委員については、新市に引き継がないものとする。ただし、合併後の当該附属機関の委員の構成については、比内町及び田代町の実情を十分に考慮して、適切な措置を講じるものとする。
- (2) 比内町、田代町に置かれている附属機関で、大館市に同種のものがない場合は、必要に応じて当該附属機関を新市に引き継ぎ、委員の構成については、実情を考慮して適切な措置を講ずるものとする。

協議案第52号 病院、診療所の取扱いについて第11回協議会で次のとおり提案されましたが、次回への継続協議となりました。

- (1) 病院事業の名称、診療科目及び病床数については、現行のとおりとする。ただし、扇田病院については、名称を大館市立扇田病院とし、一部診療科目については機能分担を検討する。
- (2) 使用料及び手数料に関する事項については、合併時に統一する。
- (3) 救急病院に関する事項については、現行のとおりとする。
- (4) 車両管理については、使用する病院で管理する。また、扇田病院の患者送迎バスについては、現行のとおりとする。
- (5) 累積欠損金については、合併時までに解消する。
- (6) 扇田病院の不良債務については、合併時までに解消する。
- (7) 田代町診療所運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。





協議内容

協議案第53号 その他福祉事業の取扱いについて  
第11回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、田代町総合福祉センターの利用料については、無料とする。
- (2) 老人保健福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 老人福祉センター運営事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 福祉部局所管施設管理については、現行のとおりとする。
- (5) 福祉施設管理運営委託については、現行のとおりとする。
- (6) 社会福祉事業団については、現行のとおりとする。
- (7) 福祉バスの運行については、合併時に再編する。
- (8) 戦没者追悼式等については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (9) 福祉医療費単独拡大事業の対象者については、平成19年7月31日まで現行のとおりとし、平成19年8月1日から再編する。

協議案第54号 ごみ収集運搬業務の取扱いについて  
第11回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 廃棄物処理計画等については、合併時までに新計画を策定する。
- (2) 一般廃棄物処理については、分別区分、収集運搬及び処分体制の調整を図り、合併時までに統一する。
- (3) ごみ集積所については、現行のとおりとする。
- (4) 指定ごみ袋については、合併時に再編する。
- (5) し尿・浄化槽汚泥収集運搬については、現行のとおりとする。運搬料については、平成18年度まで現行のとおりとし、平成19年度に再編する。

協議案第55号 農林関係事業の取扱いについて  
第11回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 農業振興地域整備計画については、合併後に新たな計画を策定することとし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- (2) 認定農業者等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、認定基準については、大館市の基準に統一する。
- (3) 氷の生産調整対策については、大館広域圏水田農業振興協議会を新市に引き継ぎ実施する。
- (4) 農業総合指導センターについては、合併時に統合する。
- (5) 農作物異常気象対策協議会については、合併時に統合する。
- (6) 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 森林整備計画については、合併後に大館市の計画を変更することにより統合する。計画を統合するまでの間は、現計画を運用する。
- (8) 大館市森林整備公社については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 緑化推進委員会・協議会については、合併時に統合するものとし、植樹祭については、現市町の持ち



則があるが、新市においては、両町の実情を考慮して、任期や定数に関する条例や要綱を改正し、両町からも委員を選任できるように調整していきたい旨の説明があり、原案どおり確認されました。

継続協議 協議案第52号・病院、診療所の取扱いについて

大館市の委員から、関係資料が十分ではなく判断材料に乏しいため、資料の提出を求める旨、発言があり次回への継続協議となりました。

また、扇田病院の診療科目数について現在8科目であるが、合併後も現行どおりでいく予定なのかどうかとの質問に対しては、専門部会から具体的な結論はまだ出ていない旨、説明がありました。

また扇田病院の不良債務などへも質疑があり

ました。

確認 協議案第53号・その他福祉事業の取扱いについて

原案どおり確認されました。

確認 協議案第54号・ごみ収集運搬業務の取扱いについて

原案どおり確認されました。

確認 協議案第55号・農林関係事業の取扱いについて

原案どおり確認されましたが、森林整備公社と森林組合との関連性に対する質問と、コンポストセンターの処理能力の拡大を求める要望が出されました。

確認 協議案56号・社会教員(生涯学習)事業の取扱いについて

原案どおり確認されました。



- 回り開催とする。
- (10) 田代町町営牧場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (11) 大館市コンポストセンターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。

**協議案第56号 社会教育(生涯学習)事業の取扱いについて**

第11回協議会で次のとおり確認されました。

- (1) 社会教育振興計画については、合併時に再編する。ただし、平成18年度から始まる5カ年の中期計画については、合併後に策定する。
- (2) 成人式については、合併時に再編する。
- (3) 図書館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 図書館協議会については、合併時に統合する。
- (5) 生涯学習フェスティバルについては、合併時に再編する。ただし、再編できない事業については、地区公民館事業として継続する。
- (6) 公民館運営管理業務については、比内町公民館及び田代町公民館を地区公民館とし、それぞれの分館は現行のとおりとする。ただし、業務内容については、合併時に大館市の制度に統一する。
- (7) 公民館主催事業・開催業務については、現行のとおりとする。
- (8) 出前講座については、合併時に統一する。
- (9) 各種スポーツ大会については、当分の間、現行のとおりとする。
- (10) スポーツ教室、講習会については、当分の間、現行のとおりとする。



**訂正とお詫び**

10月はじめに1市2町の全世帯に配布した合併広報資料「1市2町の合併に向かって」の中に字句の誤りがありました。訂正してお詫びします。

- 11ページ下部の表のタイトル
- 誤) 介護保険税
- 正) 介護保険料

**第10回合併協議会**

報告・協議案件

平成16年9月27日

- 協議案 第20号 使用料、手数料等の取扱いについて (継続協議)
- 協議案 第41号 消防防災関係事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第42号 交通関係事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第43号 障害者関係事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第44号 児童福祉事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第45号 保育事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第46号 環境対策事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第47号 上水道、下水道事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第48号 文化振興事業の取扱いについて (確認)

**第11回合併協議会**

報告・協議案件

平成16年10月12日

- 協議案 第20号 使用料、手数料等の取扱いについて (確認)
- 協議案 第49号 事務組織及び機構の取扱いについて (確認)
- 協議案 第50号 一般職の職員の身分の取扱いについて (確認)
- 協議案 第51号 特別職の職員の身分の取扱いについて (確認)
- 協議案 第52号 病院、診療所の取扱いについて (継続協議)
- 協議案 第53号 その他福祉事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第54号 ごみ収集運搬業務の取扱いについて (確認)
- 協議案 第55号 農林関係事業の取扱いについて (確認)
- 協議案 第56号 社会教育(生涯学習)事業の取扱いについて (確認)



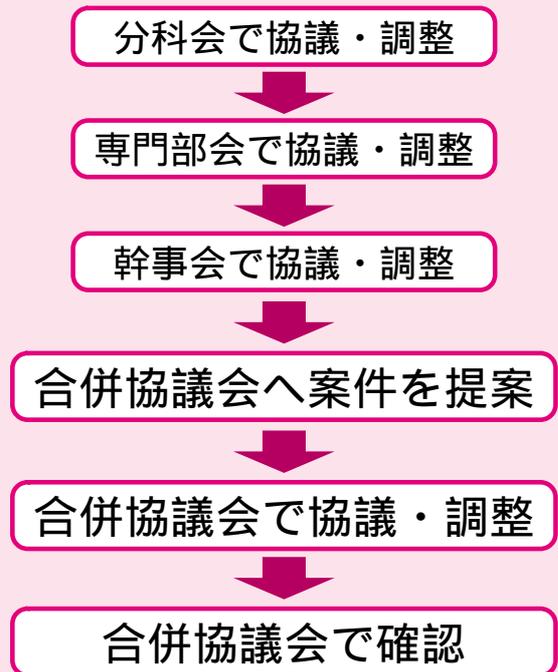
# 合併協定項目の調整状況

平成16年10月12日現在

分類	No	設定項目	提案	調整状況
A群	1	合併の方式		確認(4/9第2回協議会)
	2	合併の期日		確認(4/9第2回協議会)
				確認(8/24第8回協議会) 法律が改正されたため再協議
	3	新市の名称		確認(4/9第2回協議会)
4	新市の事務所の位置		確認(4/9第2回協議会)	
B群	5	財産の取扱い		
	6	事務組織及び機構の取扱い (本庁組織、出先機関、 附属機関、地域審議会)		確認(10/12第11回協議会)
7	農業委員会の委員の定数 及び任期の取扱い		確認(5/17第4回協議会)	
C群	8	地方税の取扱い		確認(8/2第7回協議会)
	9	一般職の職員の身分の取扱い		確認(10/12第11回協議会)
	10	特別職の身分の取扱い		確認(10/12第11回協議会)
D群	11	条例、規則等の取扱い		確認(4/28第3回協議会)
	12	議会の議員の定数及び 任期の取扱い		確認(8/2第7回協議会)
	13	一部事務組合等の取扱い (一部事務組合、協議会、 公社、第三セクター)		確認(9/14第9回協議会)
14	使用料、手数料等の取扱い		確認(10/12第11回協議会)	
E群	15	公共的団体等の取扱い		確認(8/24第8回協議会)
	16	補助金、交付金等の取扱い		確認(8/24第8回協議会)
	17	町名、字名の取扱い		確認(9/14第9回協議会)
	18	慣行の取扱い (市章、花、木、歌、 憲章・宣言、行事)		確認(8/2第7回協議会)
F群	19	国民健康保険事業の取扱い		確認(8/2第7回協議会)
	20	介護保険事業の取扱い		確認(9/14第9回協議会)
	21	消防団の取扱い		
	22	行政区の取扱い		確認(8/24第8回協議会)
G群	23	各種事業の取扱い		
		1 男女共同参画事業		確認(8/2第7回協議会)
		2 国際交流事業等		確認(8/2第7回協議会)
		3 電算システム事業		確認(4/28第3回協議会)
		4 広報広聴関係事業		確認(8/2第7回協議会)
		5 納税関係事業		確認(8/2第7回協議会)
		6 消防防災関係事業		確認(9/27第10回協議会)
		7 交通関係事業		確認(9/27第10回協議会)
		8 窓口業務		
		9 保健衛生事業		確認(9/14第9回協議会)
		10 病院、診療所		継続協議
11 休日、夜間、救急診療		確認(9/14第9回協議会)		

分類	No	設定項目	提案	調整状況
H群	23	12 障害者福祉事業		確認(9/27第10回協議会)
		13 高齢者福祉事業		
		14 児童福祉事業		確認(9/27第10回協議会)
		15 保育事業		確認(9/27第10回協議会)
		16 生活保護事業		確認(8/2第7回協議会)
		17 その他福祉事業		確認(10/12第11回協議会)
I群	23	18 健康づくり事業		確認(9/14第9回協議会)
		19 ごみ収集運搬業務		確認(10/12第11回協議会)
		20 環境対策事業		確認(9/27第10回協議会)
		21 農林水産関係事業		確認(10/12第11回協議会)
		22 商工・観光関係事業		確認(8/24第8回協議会)
		23 建設関係事業		確認(9/14第9回協議会)
		24 上水道、下水道事業		確認(9/27第10回協議会)
		J群	23	25 小、中学校の通学区
26 学校教育事業				
27 文化振興事業				確認(9/27第10回協議会)
28 コミュニティ施策				
29 社会教育(生涯学習)事業				確認(10/12第11回協議会)
30 社会福祉協議会				
31 その他の事業				
24	新市建設計画		継続協議	

合併協定項目の調整は次の順番で進められていきます。





# ハチとまねき鶏と夕ヶノコ姫



「郷土にゆかりのある作家の絵や彫刻をいくつか紹介します」

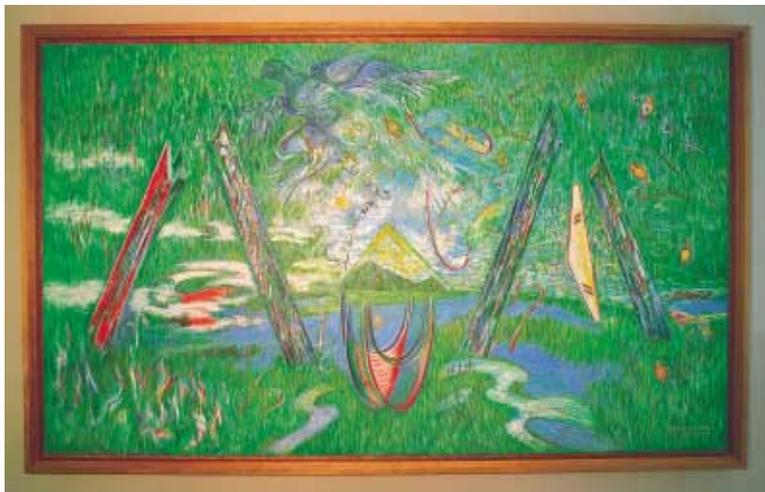
Q 「芸術の秋・紙上ギャラリー、といったところですね」

「地元にある作品ばかりです。機会があったらぜひ、鑑賞を」



福田 豊四郎 「闘犬の日」／大館郷土博物館蔵

〈福田 豊四郎〉  
(1904～1970) 小坂町生まれ。大館にゆかりのある日本画家で、紙彩屏(六曲一隻)「闘犬の日」は大館市民体育館のどん帳の原画。大正から昭和にかけて新日本画創造の担い手として活躍した。



小西 雪村 「ニューヨークから比内を想う」  
／比内町役場1階・  
国連コーナーに展示

〈小西 雪村〉1939年生まれ、比内町扇田出身。内田慎蔵、近藤忠雄両画伯に師事、武蔵野美術大学油絵科卒。ニューヨーク在住。「ニューヨークから比内を想う」は1997年の作品。

松田 芳雄 「伝説 鬼無里」(写真・左)  
／大館樹海ドーム・イベント広場  
「山背=風」(写真・右)  
／グリアス田代・前庭

〈松田 芳雄〉1935年生、田代町越山生まれ。彫刻家。昭和57年、61年に「日展」特選、平成13年に日展・第三科(彫刻)審査員。「伝説 鬼無里(きなさ)」は第18回日展(昭和61年)で特選となった作品。また、「山背=風」は第24回日展出品作。





「秋の鳳凰山」(大館市小茂内で)

●撮影/佐藤 昭久さん(田代町早口字深沢岱)



「朝焼けの山田方面」(十ノ瀬山)

●撮影/虻川 繁さん(大館市川口)

# 連山一望

大館・比内・田代



大館、比内、田代の四季折々の風景などを写真で紹介します。



「八木橋の溜池(中堤)」(比内町八木橋地区)

●提供/比内町総務課

ホームページが公開されています。<http://oht-gappei.jp>

## お知らせ

### 第13回 大館市・比内町・田代町合併協議会

と き：平成16年11月8日(月) 午後1時30分～

ばしよ：比内町役場2階 大会議室

### 第14回 大館市・比内町・田代町合併協議会

と き：平成16年11月22日(月) 午後1時30分～

ばしよ：田代町総合開発センター2階 集会室

### 合併協定調印式

と き：平成16年11月29日(月) 午前10時30分～

ばしよ：秋北ホテル2階 孔雀の間

合併協議会の会議と合併協定調印式はどなたでも傍聴できます。会議開始30分前から受付しておりますので、直接会場へおいください。都合により日時、場所等が変更になることもありますので、ホームページ等で最新の情報をご確認ください。

大館市・比内町・田代町合併協議会事務局

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地(大館市役所内)  
TEL.0186-49-3111(代) FAX.0186-43-9931  
info@oht-gappei.jp <http://oht-gappei.jp>